



26 委員会所管（特定）事務調査報告書（会規 7 2、7 3 関連）

06 熊議委第 000013 号

令和 6 年 11 月 7 日

熊取町議会議長 河合 弘樹 様

事業厚生常任委員会委員長 二見 裕子
副委員長 大林 隆昭
委 員 多和本 英一
委 員 長田 健太郎
委 員 河合 弘樹
随 行 議会事務局長 東野 秀毅
議会総務課長 野津 博美

所管（特定）事務調査報告書

本委員会は、令和 6 年 9 月 27 日付け、R06 熊議委第 00012 号で通知した所管事務（視察研修）について、下記のとおり調査を実施したので報告します。

記

1. 調査期間 令和 6 年 10 月 23 日（水）、24 日（木）
2. 調査地 京都府京丹波市、兵庫県丹波篠山市
3. 調査概要 別添のとおり

決 裁 供 覧				
議 長	局 長	課 長	係	合 議

事業厚生常任委員会報告 <京都府京丹後市>

報告者 事業厚生常任委員会委員長 二見裕子

1、公共交通施策について

2004年4月に6町の合併により京丹後市は誕生。(全域過疎化地域に指定)
公共交通の取り組みの背景には、利用者が減り、利便性が低下し、更なる利用者が減る悪循環。雪だるま式に増える多額の財政支援額となり、市の財政を圧迫し、このままでは、地域からバス交通が市から消滅する状況。

市町合併により市内で完結する路線が大半となり、バス運賃の統一の必要があった。

<上限200円バスの取り組み2006年度から>→住民福祉施策

バスの維持補助額が突出し、同じ補助をするなら、乗っていただけるバスに補助するという考え方に、路線バスを地域資源の一つとして有効に活用することで、まちづくりを進めていくことが重要と判断し、公共交通対策プロジェクトチームを設置。バス所管課他、子育て支援、高齢福祉、観光振興、商工振興、教育総務、総合戦略の所管課で組織。

料金について、市民へのアンケート調査(ニーズの制度を高めるため、高校生と高齢者を限定)をし、財政負担額等をもとに、運賃上限200円を選択した。

利用促進活動(バス停、待合所の増設、バス停の名称変更、フリー乗降区間設定、増便、パターンダイヤ化、鉄道との乗り継ぎ改善、ノンステップバスの導入等)により、乗員人員は約2.5倍に増加、バスの維持補助額は一定の水準を維持できている。

<ささえ合い交通>

京丹後市丹後町で実施

鉄道がなく、市中心部から最も遠い北端部に位置。

人口は合併前より、37.6%減少、65歳以上人口は高齢化率46.0%

2008年10月、丹後町内の民間タクシー会社の営業所が廃止(撤退)。

2014年7月から市営デマンドバスをNPOが受託して運行。

2016年5月からささえ合い交通は、交通空白地有償運送、地元の住民ドライバーがマイカーを使ってNPO「気張る!ふるさと丹後町」が運行。

<m o b i (AI オンデマンドモビリティ予約型乗り合いタクシー)の実証>

2019年 WILLER（株）から京丹後市へ打診

その後、2021年から実証実験を経て、2024年7月から実装運行を開始。

高齢化、子育て支援等、新しい生活様式への対応が求められる中、住民が自宅からスーパーや病院、公園、職場等への生活圏内での移動はマイカーに依存をせざるをえず、特に高齢者が免許返納をしてしまうと移動手段が限られる状況にある中、利便性が高い相乗り型オンデマンド交通を定額で利用できることで、地域の移動総量を増やし、町の活性化を図り、既存の公共交通との相乗効果も期待できる。

実証のアンケートにより9割以上、m o b iが必要と回答している。

公共交通施策の取り組みについて、バスの廃線やタクシーが撤退する状況もあり、市と住民が一体となって、まちづくりととらえて取り組んだことが効果ある施策となっている。

熊取町では公共交通協議会を令和5年2月に設置し、熊取町公共交通計画(地域公共交通マスタープラン)を令和6年度中に作成予定として、現在、素案が出来あがるところである。

今回の視察は、まちづくりを視点とする施策として参考となった。

2、ふるさと産品創出事業(ふるさと納税3.0)の取り組みについて

ふるさと納税3.0の取り組む経過は、少量多品種生産(間人ガニに代表される海の幸、山の幸に恵まれた町、丹後ちりめんの発祥の地、絹織物の生産量は日本一)の特性から、ふるさと納税の拡充に必要な返礼品の確保から、先進自治体の泉佐野市の取り組みを参考に、条例を制定し、取り組みが始まる。

(現市長がふるさと納税10倍プロジェクトとして、30億円を目指す取り組みとして、力を入れている。)

- ・事業者のメリットとして、事業資金の負担が軽減されることでスムーズな事業着手が可能、商品開発前にCFを実施することで、一定の受注を確保でき、商品ニーズ(市場のニーズ)を把握でき、ふるさと納税での出品で販路の拡大が可能となる。

- ・自治体のメリットとして、ふるさと納税3.0により、事業者支援と地場産品の

拡充を実現。地場産品の拡充により、産業振興と雇用の促進が図れる。ふるさと納税の推進で寄附受入額の拡大と地域経済の活性化を図ることが出来る。

また、ふるさと納税を通じた「産官金」の連携により、事業に意欲を持つ市外事業者や、商品開発等に意欲的な市内事業者に対して、金融機関が補助事業を提案し、市に事業者を取り次ぐ（自治体と事業者のマッチング）ことにより、事業者支援と地場産品の創出を実現し、地域経済の活性化につなげている。

今回の視察は、ふるさと納税 3.0 は市長直結の部局で、専任の職員を配置し、取り組んでいる。ふるさと納税を通じて、地域経済の活性化が推進されていることは、参考となった。